

**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の5第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成27年2月6日

**【会社名】** 株式会社S J I

**【英訳名】** S J I I n c .

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役会長兼社長 石濱 人樹

**【最高財務責任者の役職氏名】** 該当事項はありません

**【本店の所在の場所】** 東京都品川区東品川四丁目12番8号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年6月29日に提出いたしました第22期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)内部統制報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

- 1 財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項
- 2 評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項
- 3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

(訂正前)

代表取締役会長兼社長である李堅は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することが出来ない可能性がある。

(訂正後)

代表取締役会長兼社長である李堅は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することが出来ない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

(訂正前)

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成23年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社、連結子会社、持分法適用関連会社の合計21社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社7社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当事業年度計画の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当事業年度計画の連結売上高の概ね2/3に達している当社および連結子会社1社、並びに税金等調整前当期純利益に及ぼす影響が大きい持分法適用関連会社3社を「重要な事業拠点」に選定した。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行って

いる事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加した。

(訂正後)

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成23年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社、連結子会社、持分法適用関連会社の合計21社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社7社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当事業年度計画の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当事業年度計画の連結売上高の概ね2/3に達している当社および連結子会社1社、並びに税金等調整前当期純利益に及ぼす影響が大きい持分法適用関連会社3社を「重要な事業拠点」に選定しました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社および連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

## 記

当社は過年度取引の一部について不適切な取引およびそれに伴い誤った会計処理が行われた可能性があるなどの疑義が発生したことを受け、平成26年10月10日に外部の専門家からなる第三者委員会（委員長：

根津 宏行氏)を設置し、事実関係の調査を実施しました。当該調査の結果、国内におけるハードウェア取引および海外におけるハードウェア取引が李取締役に対する資金融通であったこと、恒星信息(香港)有限公司による一部の債務保証に係る会計処理がなされなかったこと、当社社内の承認手続きを経ない借入れが行われていた事が判明し、その結果として不適切な会計処理が確認されました。

これらは経営者が内部統制を無効化させたこと、および当社の海外連結子会社に対するガバナンスの実効的な運用が不十分なことに起因するものと認識しております。

また、当該調査と並行して、当社が第三者委員会に委嘱した事項以外に訂正処理を要する不適切な会計処理の有無について独自の調査を実施した結果、当社において貸付債権・仮払金に係る貸倒引当評価に係る不適切な会計処理及び、恒星信息(香港)有限公司において借入債務管理等に係る不適切な会計処理を発見しました。

これらは決算・財務報告プロセスの管理が適切に運用されていなかったことに起因するものと認識しております。

上記事項により、当社は過年度の平成23年3月期から平成26年3月期迄の有価証券報告書、および平成23年3月期第2四半期から平成27年3月期第2四半期までの四半期報告書の決算を訂正することとしました。

以上のことから、当社と連結子会社の全社的な内部統制及び、決算・財務報告プロセスの一部に関する内部統制に重要な不備があったと認識しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備および運用の重要性はもとより強く認識しており、財務報告に係る内部統制上の重要な不備の是正を図るため、平成27年1月30日に受領した第三者委員会報告の提言を真摯に受け止め、以下の再発防止策に取り組んでまいります。

- (a) 不適切な取引の発生防止に向けた事前及び事後のチェック機能の充実・強化
- (b) 関連会社の管理体制の充実・強化
- (c) 財務経理部門の機能の充実・強化
- (d) 社用印章の管理体制の強化
- (e) 内部通報制度の有効・充実化
- (f) 全社的なコンプライアンス意識向上に向けた研修受講の義務化

同時に、当社の独自調査結果に基づく内部統制上の重要な不備の是正を図るため、上記再発防止策に加え、以下の再発防止策に取り組んでまいります。

- (g) 貸付債権・借入債務・仮払金(前渡金)等の管理に係る実施過程の客観性の確保
- (h) 貸付債権・借入債務・仮払金(前渡金)等に係る会計上の見積りの実施過程の客観性の確保

なお、再発防止策の策定とその実施状況にあたっては、平成27年1月30日に設置した外部の専門家からなる社外委員会(委員長:宗像 紀夫氏)の助言・指導・検証の基で厳正に取り組んでまいります。